



季刊

家内労働

令和3年

秋号

No.188

安全衛生特集号

あなたの作業環境について、 見直してみませんか？

有機溶剤とは…

革靴やサンダル、袋物などを作るときに使用する接着剤、ゴム糊、粘着テープに含まれています。



有機溶剤は毒性を含んでいます。




有機溶剤を用いる作業を行う場合、その性質を知り、適切な取扱いをして作業を行いましょう。

① 有機溶剤中毒を知っていますか？

接着剤に含まれている有機溶剤の蒸気を吸い込むことで起こります。

	症 状	
急性中毒	酒に酔ったような状態 (脳の働きが一時的に麻痺) 	短時間に多量の有機溶剤を吸うことにより起こり、重症になると死に至ることもあります。 (局所排気型が効果的です)
慢性中毒	頭痛・不眠・吐き気 食欲不振・手足のしびれ	長時間にわたり有機溶剤を吸うことで内臓や神経が冒され、体内でじわじわと進行します。

② 有機溶剤の性質と注意点は？

	注 意 点	対 応 策
蒸発しやすい	蒸発し気体になると、肺から吸収してしまうこととなります。接着テープも多量の有機溶剤を発散します。	高温となる場所に置かない。 こまめにふたをする。 必要な量だけ別容器にあけて使用しましょう。(できれば屋外で) 
燃えやすい	有機溶剤の濃度によっては引火爆発を起こす可能性があります。	火の傍で、使用しない。 常に換気を良くしましょう。 
毒性がある	種類によってはがんの原因となったり、皮膚に付くことで炎症を起こすことがあります。	常に換気を良くしましょう。 直接手に触れないようにしましょう。 

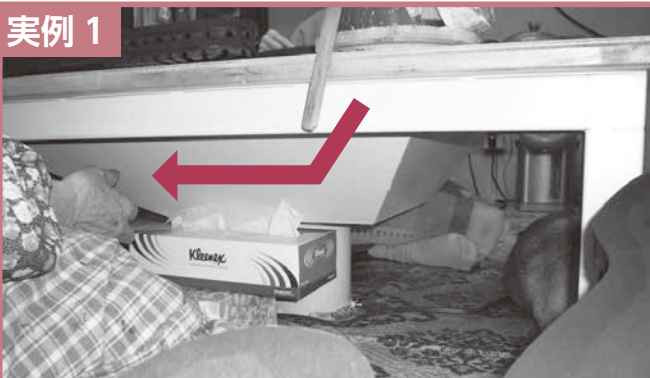
目次 INDEX

安全衛生特集号	◆ あなたの作業環境について、見直してみませんか？ …………… 1
	◆ 快適な作業環境を手に入れませんか？ …………… 2
	◆ 作業環境改善費用の一部助成 …………… 3
	◆ 日々の作業の安全心得 ～有機溶剤編～ …………… 4
	◆ 日々の作業の安全心得 ～プレス機械編～ …………… 5
	◆ 家内労働相談コーナーのご案内 …………… 6

快適な作業環境を手にいれませんか？

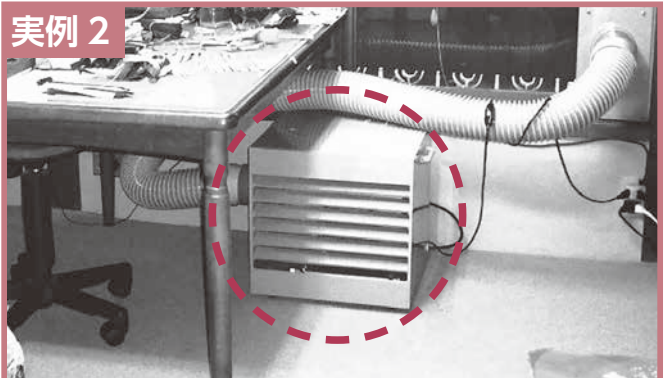
都の助成金を利用した作業環境改善例のうち、局所排気装置（集じん機）をご紹介します。
東京都の「作業環境改善助成金」を利用して、作業場の環境を改善しませんか？

実例 1



作業台と排気装置を直結させたケースです。机の表面には無数の穴が開いていてそこから吸気されます。机の上でのり付け作業ができます。

実例 2



局所排気装置単体を設置しています。のり付け作業を行うときは、この装置の前で座って行います。

実例 3



革すき機の下に集じん機を設置しました。すきくずが室内に飛散しません。作業場の掃除も楽になり、作業効率が上がりました。

実例 4



実例3と同様に革すき機の下に集じん機を設置したケースです。以前は室内に飛散していたすきくずが容器の中に吸い込まれ、室内の空気がきれいになりました。

局所排気装置とは？

有機溶剤の蒸気が部屋中に広がってしまわないように、溶剤の発生源から蒸気を直接吸い出して、外に出すための装置です。有機溶剤の発生源の大きさなどによって、いろいろな形があります。設置をするときには、仕事場や仕事の手順に応じて適切な装置を選びましょう。

■ 局所排気装置 ■

有機溶剤の発生源から離れた場所ではほとんど吸い出せませんので、作業場所の近くに取り付けましょう。

■ 換気扇 ■

蒸発した有機溶剤は空気より重く、低いところに溜まります。局所排気装置とあわせて作業台のすぐ近くの低い位置に取り付けると、全体換気の効果があります。

■ 集じん装置 ■

作業中に出る粉じんを体に吸い込まないための装置です。局所排気型が効果的です。

東京都では、有機溶剤やプレス機械を使用する作業場の換気装置や、安全装置の取り付け費用の一部を助成しています。

詳しい内容は、次のページで紹介しています。➡

作業環境改善費用の一部助成

助成対象設備	助成率	1台あたり助成限度額	助成対象者	
局所排気装置 (集じん機を含む)	75%	260,000円	1～5すべてにあてはまる 専門的・家内労働者	
全体換気装置 (換気扇)	75%	40,000円	1	都内に引き続き1年以上居住していること
空気清浄装置 (作業所用)	50%	105,000円	2	有機溶剤作業等に従事し今後も継続する見込みがあること
型抜き機等の安全装置	75%	158,000円	3	現在の作業環境で健康を害するおそれがあること
その他の安全衛生設備	50%	158,000円	4	自己負担部分の出資が可能であること
			5	前年事業所得が620万円以下であること(給与所得として申告している場合は、総収入が811万円以下であること)

※助成の対象となるのは、新規に設置する装置の値段と工事費の合計額です。既存装置の修理及び撤去費用は、助成の対象とはなりません。

※複数の設備を取り付ける場合は、それぞれの設備が助成対象になります。

設置までの主な流れ

① 家内労働相談員による事前調査

まずは家内労働相談コーナー（台東区浅草5-70-11 川口ビル2階 ☎03(3871)4555へお気軽にご相談ください。

巡回訪問でもご相談をお受けしております。助成の対象となるかどうか、相談員が作業場へお伺いして現場を確認しお話を聞かせていただきます。

② 助成金の申請

相談員が作業場へ訪問し設置の必要性を確認できましたら、助成金の申請に必要な書類をお渡ししますのでご記入いただき、今後の手続きについてご説明します。書類の書き方についてはそのつど、わかりやすく説明します。

③ 交付決定

②で記入していただいた申請書類を確認し、助成金の交付が決まりましたら決定通知をお送りいたします。

④ 助成金の振込（指定の口座へ）

②の書類に記入していただいたご指定の振込口座へ助成金を振込みます。振込前にお電話にて入金日をお知らせします。

⑤ 購入・設置（業者）

③の決定通知が届きましたら、装置の購入、設置をしてください。業者へ代金を支払う際に、必ず領収書をもってください。

⑥ 実績報告書の提出、設置確認

⑤の装置の購入、設置まで済みましたら、お手数ですが相談員までご連絡をお願いします。再度、設置の確認と書類の作成でお伺いさせていただきます。

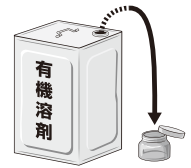
「どういう装置をつけたらいいかわからない」「新しく装置をつけたいが、取り扱っている業者を教えてください」等の疑問は相談員が丁寧にサポートいたします。お気軽に家内労働相談コーナーにご相談ください。

問合せ先 家内労働相談コーナー ☎03-3871-4555

日々の作業の安全心得 ～有機溶剤編～

あなたの作業場は大丈夫？

- ① 換気をよくしましょう。
- ② 接着剤を使うときは、必要な量だけを別の容器に移しましょう。
- ③ 糊付け作業が終わったらふたをして、蒸気の余計な発散を防ぎましょう。
- ④ 石油ストーブの傍での使用は危険です。
- ⑤ 接着剤がしみこんだ布や紙などは、ビニール袋やふた付き容器に入れましょう。
- ⑥ 有機溶剤が皮膚に触れないようにしましょう。
- ⑦ 風の流れを考えて有機溶剤の発生源は、人よりも風下になるようにしましょう。
- ⑧ 糊付け作業が終了しても、作業の乾燥中は換気扇を回しましょう。



全体の換気を見直しましょう！

■ 換気扇は作業台の側に付けましょう

有機溶剤の蒸気は空気より重く、低いところに溜まる可能性があります。作業台のすぐ近くの低いところに、換気扇を取り付けましょう。

また、換気扇を回しているときに近くの窓が開いていると、有機溶剤の蒸気の一部が部屋に逆流することがありますので、換気扇の近くの窓は閉めましょう。

■ フードを付けましょう

フードを付けた換気扇の正面で作業や乾燥を行うようにすれば、有機溶剤の蒸気が部屋に広がる前に換気されます。フードの材料は、ダンボールなどありあわせの物で構いません。不要の時は取り外せるようにしておくとう便利です。

局所排気装置を使うときは

■ 作業は吸い込み口の近くで

局所排気装置は、吸い込み口から離れた空気はほとんど吸い込みません。できるだけ吸い込み口の近くで作業してください。

■ 作業台の吸入口はふさがらない

台にある小さな穴、いわゆる吸気口から有機溶剤の蒸気を吸い出します。作業台の上には、できるだけ物を置かないようにしてください。

有機溶剤の健康診断は、済んでいますか？

皮革業に従事し、都内にお住まいまたは作業場のある家内労働者及び補助者の方を対象として、ご自宅または作業場の近くの指定医療機関で、令和4年3月31日まで受診できます。受診を希望される方には、「受診票」をお配りしているので、ご連絡ください。

問合せ先 東京都家内労働担当 ☎03-5320-4654

日々の作業の安全心得 ～プレス機械編～

工作機械を使用する作業では、適切な安全装置を取り付けていないと、挟まれや巻き込まれなどによる手指の切断やこすれなどの災害が発生するおそれがあります。

作業前には各機械ごとの安全注意事項を確認し、定期的に機械の点検を行って、災害防止に努めましょう。

点 検

- ① クラッチ、ブレーキ、ペダルの作動確認（10回以上空打ちしましょう）
- ② 機械各部のボルトやナットのゆるみがないか確認
- ③ 一工程一停止機能及び急停止装置の機能の動作確認
- ④ クランクシャフト、フライホール、その他の動力伝達装置の異常の有無
- ⑤ 電磁弁、圧力調整弁及び圧力計の異常の有無
- ⑥ リミットスイッチ、リレー等電気系統の異常の有無
- ⑦ 安全装置の異常の有無



加 工 作 業

- ① 運転中、型番の中に手を入れない
- ② 踏ハンドルの場合は、1回ごとペダルから足を外す
- ③ 注油の際は、十分注意し必ず機械を停止してから行う
- ④ 部品の挿入や板屑をとるときは、必要に応じて補助具を使う
- ⑤ シャーリングで金板等を切断するときは、押え金を使用する
- ⑥ 作業を中断する際は必ず機械を停止し、加工品を取り出す

労働者を使用している事業場での動力プレスの定期検査では、1年以内に1回、国家資格のある事業場内検査者か、国の登録を受けた検査業者が検査することになっています。これらの点検で異常が発見されたときは、そのまま作業をしてはいけません。必ず補修してください。

安全衛生講習会を活用しましょう！

家内労働者のみなさまに生活習慣予防のための日常の健康管理の注意点や、有機溶剤の取扱い等について、講義・実演を通して習得していただくため、東京都では安全衛生に関する講習会を開催しています。ぜひご利用ください。

問合せ先 東京都家内労働担当 ☎03-5320-4654

家内労働相談コーナーのご案内



相談日時 月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)
9時～17時

所在地 〒111-0032
東京都台東区浅草5-70-11(川口ビル2階)

電話 03-3871-4555

FAX 03-3871-4550

交通案内【鉄道】
「東京メトロ銀座線」「都営浅草線」
「東武伊勢崎線」浅草駅下車徒歩15分
【都バス】浅草駅より
東42甲 南千住行「今戸」下車 徒歩2分
草64 池袋東口行「東浅草一丁目」下車
徒歩1分

専門的・家内労働者(製靴関係)の方々へ
仕事情報を提供しています

提供期間 1情報・原則1ヶ月

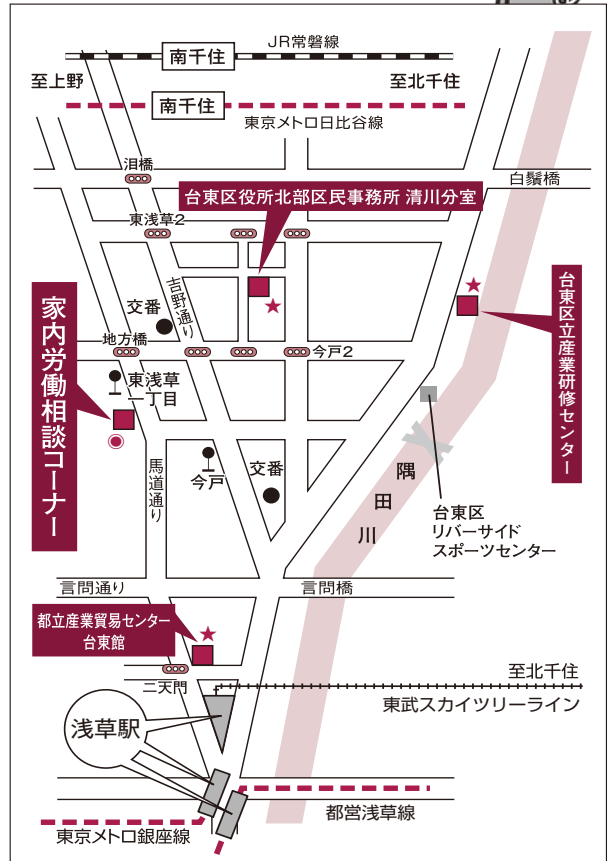
提供内容 職種・作業形態・委託者名(所在地・電話)

提供方法 電話・FAX・インターネット・閲覧にて

電話 03-3871-4555(家内労働相談コーナー)

FAX 03-5940-5411
※音声ガイダンスに従い、最初に0を押し「051」
を押してください。
*取り出し専用の番号です

インターネット <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>
東京都のホームページ(TOKYOはたらくネット)
*画面の下方の「履物家内労働者の仕事情報」をクリックしてください。



閲覧 閲覧できる日、時間はそれぞれの施設の窓口開設時間に準じます。

- 家内労働相談コーナー(台東区浅草5-70-11 川口ビル2階)
- ★台東区役所北部区民事務所 清川分室(台東区清川1-23-8 1階)
- ★都立産業貿易センター 台東館(台東区花川戸2-6-5 1階)
- ★台東区立産業研修センター(台東区橋場1-36-2 1階)
- ・台東区文化産業観光部産業振興課(台東区東上野4-5-6 9階)
- ・しごと発見プラザかつしか(葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階)
- ・JOBコーナー町屋(荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階)
- ・すみだ就職相談室(墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所1階)
- ・足立区産業経済部企業経営支援課(足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階)

委託者の方々へ…製靴関係の仕事の情報をお寄せください

東京都では、上記の提供方法により履物関係の家内労働者に対して、仕事の情報(職人募集情報)を提供しております。

裁断・製甲・底付け・仕上げなどの職人をお探しの場合は、相談コーナーへFAX(03-3871-4550)でお申し込みください。情報は1ヶ月掲示いたします。

申込用紙は相談コーナーにありますので、お問い合わせください。

TOKYOはたらくネットからもダウンロードできます。



TOKYOはたらくネット

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

職人募集の掲示依頼書

下記の該当するところを「○」で囲み、ファクシミリ送付でお申込みください。

FAX 03-3871-4550

職種	1 紳士靴 2 婦人靴(①ハンプス②ブーツ③サンダル ④スポーツ⑤その他) 3 その他()
内容	1 裁断 2 製甲 3 底付け 4 仕上げ 5 その他()
作業形態	1 取り仕事 2 通い 3 その他()
内容・詳細 その他条件	(募集する作業内容) ----- (生産量、納期など)
事業所名 所在地 電話番号 担当者名	

- ① 雇用労働者については、取り扱っておりません。
- ② お申込みの日から、原則として1ヶ月掲示いたします。
- ③ 工資等の条件は、家内労働者と委託者が直接話し合った上で、決めていただくことになります。

